

## 食事療養費に関する事項

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

### 入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額

○療養病床に入院する65歳未満の方

摘 要		食事負担金
一般所得	下記いずれにも該当しない方	460円/1食
	指定難病患者	260円/1食
低所得(市町村民税非課税者)	入院90日以下	210円/1食
	入院90日超	160円/1食

○療養病床に入院する65歳以上の方

摘 要		生活療養費	食事負担金
一般所得	下記いずれにも非該当	370円/日	460円/1食
	指定難病患者	0円/日	260円/1食
低所得Ⅱ		370円/日	210円/1食
低所得Ⅰ		370円/日	130円/1食
低所得Ⅰ(老齢年金)		0円/日	100円/1食

○精神病床に入院する方

摘 要			食事負担金	
一般所得	下記いずれにも該当しない方		460円/1食	
	指定難病患者		260円/1食	
低所得(市町村民税非課税者)	70歳未満	入院90日以下	210円/1食	
		入院90日超	160円/1食	
	70歳以上	区分Ⅱ	入院90日以下	210円/1食
			入院90日超	160円/1食
		区分Ⅰ		100円/1食

経過措置(改正告示附則第3項関係)

平成28年3月31日において、既に1年以上継続して精神病床に入院している者であって、平成28年4月1日以後引き続き医療機関に入院する者の食事療養標準負担額については、経過措置として、当分の間改正前の告示の規定を適用する。また、当該者が平成28年4月1日以後、合併症等により一の医療機関を退院した日において他の医療機関に再入院する場合についても、経過措置は継続する。(当該者が再び同一日において他の医療機関に再々入院する場合も同様とする。)